

3 整備基準

1) 整備基準

整備基準は、公共的施設の出入口、廊下、階段、便所、歩道等の整備にあたり配慮すべき事項を規定したものである。第1項各号の規定の他、第2項により、公共的施設の種類に応じて別表第1から第5で技術的細目を規定している。

建築物に係る基準は、別表第1により規定しているが、建築物のうち公共交通機関の施設にあっては別表第5によることとしている。ただし、公共交通機関の施設内に設けられる店舗等で公共交通機関の用途に属さない部分は建築物の基準を定めた別表第1による。

2) ただし書き

公共的施設の整備にあたり、当該個々の施設に特性があることなどから、施設の利用形態等に応じて代替措置を講ずる方が適当である場合や、整備基準どおりに整備されることが望まれない場合が想定される。このような場合に、より適切又は優れた建築計画を選択して整備できるよう、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全で快適に利用できると客観的に認められる事項についてはこれらの基準によらなくてもよいこととしている。

また、様々な条件の制約を受けて行われる場合には、整備基準による整備が困難であることも想定される。このような場合にも、これらの基準のうち適合させることが困難である事項については適用しなくてもよいこととしているが、福祉のまちづくりの推進を基本におきつつ、真に整備基準に適合させることが困難である場合に限定されるものである。

3) 整備基準に適合させなければならない建築物の部分

整備基準に適合させなければならない部分は、不特定かつ多数の者の利用する部分に限られている。例えば、物品販売業を営む店舗の場合は、出入口及び道路からこれに至る通路、売り場並びに客が利用する廊下、階段及び便所が対象となり、執務部分、休憩室等の店員のみが使用する部分及び商品を保管する倉庫等の部分については対象とならない。

(整備基準)

第3条 条例第13条の出入口、廊下、階段、便所、歩道等の整備に関し障害者、高齢者等が利用できるよう配慮すべき事項について規則で定める基準は、次に定めるとおりとする。ただし、当該公共的施設について、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全で快適に利用できるとして知事が認める場合にあっては当該基準に係る事項、当該公共的施設の利用目的又は構造、地形又は敷地の状況、沿道の利用の状況等により整備基準に適合させることが困難である場合にあっては適合させることが困難である事項については、この限りでない。

中 略 (各項目の解説内に掲載)

2 前項の整備基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる公共的施設の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別表に定めるところによる。

建築物	別表第1
道路	別表第2
公園	別表第3
路外駐車場	別表第4
公共交通機関の施設	別表第5

4) 建築物に係る整備基準の解説

1. 【建築物の出入口及びそれに至る通路】

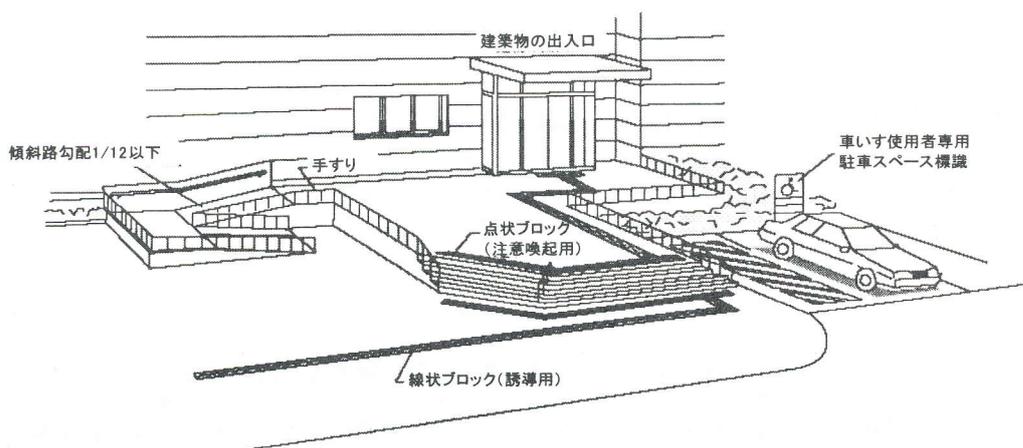
障害者、高齢者等をはじめとするすべての人（以下「利用者」という。）を道等から建築物の受付等まで安全かつ円滑に誘導するための基準である。

1棟の建築物が構造上区画され、利用形態や管理形態が分割されている場合は、それぞれの部分について整備する必要がある。

規則第3条第一号ア

ア 建築物（1の建築物について2以上の構えを成す場合は、各構えについていう。）の出入口及びそれに至る通路は、次に定める構造とすること。

- (1) 1以上の出入口は、障害者、高齢者等が通過できる幅等を確保すること。
- (2) (1)の出入口から道等に至る通路のうち1以上の通路は、障害者、高齢者等が通行できる幅等を確保すること。



1.1. 通路の構造

利用者が主として利用する建築物の出入口（以下「建築物の主たる出入口」という。）から道等に至る通路に関する基準である。

急傾斜地にある等地形の特特殊性により、利用者がバス、タクシーその他送迎車を利用して車寄せに至る場合は、そこから建築物の主たる出入口に至る通路について整備することとする。

なお、沿道が自動車道である場合、敷地が広大である場合等この基準によることが困難ではないが、車寄せからとする方が適当である場合も同様とする。

1.1.1. 幅

主たる出入口から道等に至る通路は1.2m以上の幅を確保すること。幅の規定は、有効寸法である。

1.2mは、車いす使用者や松葉杖使用者が円滑に通過でき、また、人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法である。

1.1.2. 表面仕上げ

通路の表面は、粗面とするなど滑りにくい材料で仕上げること。

また、凹凸の大きいものは、車いすのキャスターが円滑に動かず、車いす使用者の通行に支障をきたすため用いないこと。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

1 避難階における主たる出入口のうち1以上の出入口から道又は公園、広場その他の空地（以下これらを「道等」という。）に至る通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特特殊性により適合させることが困難である場合は、「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

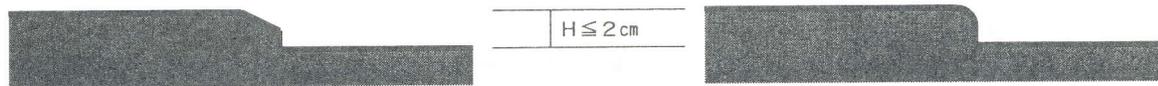
(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。

(2) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。

1.2. 傾斜路及び特殊構造昇降機

通路等に高低差がある場合は、障害者にとって大きな障害となるので適切な勾配の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置が求められている。

なお、2cm以下で面取り等をしたものは高低差に該当しない。以下同じ。



1.2.1. 幅

傾斜路の幅については、1.1.1.と同様である。

ただし、段を併設する場合は、幅を90cm以上とすることができる。これは、車いす使用者が通行可能な寸法で、傾斜路を車いす使用者が通行する際に、他の歩行者が段に迂回することにより、傾斜路の途中で車いす使用者とのすれ違いを回避できるからである。この趣旨から、段は、傾斜路と同じ動線で、それぞれが見通せる事が必要である。

1.2.2. 勾配

傾斜路の勾配は1/12以下とすること。ただし、高低差が10cm未満の場合は1/8とすることができる。

1/12及び1/8は、一般的な車いす使用者が自力で登坂でき、安全に降坂できる勾配であるが、個人差があることからできる限り緩くすべきである。

1.2.3. 縁石

壁のない縁端部には、車いすの脱輪などを防止するため、5cm程度の立ち上がりが必要となる。なお、手すりを設ける場合であっても、手すり子の間から、視覚障害者がつえを外すおそれがあるので、立ち上がりを設けなければならぬ。

1.2.4. 手すり

傾斜路の勾配が1/20を超える場合は、手すりを設けること。ただし、身体障害者更生援護施設、老人福祉施設、有料老人ホームその他これらに類するもの及び病院、診療所その他これらに類するもの以外の建築物で傾斜路の高低差が75cm以下の場合には手すりを設けないことができる。

1.2.5. 踊場

傾斜路が長いときには車いす使用者が昇降中に休憩又は加速する部分が必要であることから、傾斜路の高低差が75cmを超える場合には、高さ75cm以内ごとに長さ1.5m以上の踊り場を設置する必要がある。

1.2.6. 表面仕上げ

傾斜路の表面仕上げについては1.1.2.と同様である。

1.2.7. 識別措置

弱視者等が傾斜路を容易に認知できるよう、傾斜路を踊り場及び傾斜路に接する通路と明度差の大きい色にするなどの方法により識別しやすくする必要がある。

1.2.8. 点状ブロック

傾斜路の勾配が1/20を超える場合には、注意を喚起することにより視覚障害者が傾斜路のあることを認知できるよう、傾斜路の上端に近接する通路及び踊り場の部分に点状ブロックを敷設する必要がある。

ただし、次に掲げるものについては点状ブロックを敷設しないことができる。

- 共同住宅
- 寄宿舍
- 駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物（駐車場の他、自動車教習所、運転免許センター等がこれに該当するが、自動車販売店、自動車用品販売店等については、視覚障害者が運転手を雇う等して車を所有することが想定されるので、これに該当しない。）

○上記以外の用途で、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合
例

- ① 通路の道路付近に常駐する者が対応する場合。
- ② インターホン等により視覚障害者の来訪が認知できる仕組みを設け、事務所等に常駐する者が速やかに対応できる場合。
- ③ 道路と建築物が近接しており、出入口付近に常駐する者が、建築物の内部から視覚障害者の来訪を容易に認識できる場合。
- ④ 保育所、老人ホーム等で、保育士、介護者等が常時付添う制度になっている場合。地区集会所でその利用時において、地区住民の誰かが必ず視覚障害者に付添うことについての同意形成なされている場合もこれに含まれる。

1.2.9.特殊構造昇降機

高低差のある部分に、建築基準法施行令第129条の3第1項第1号に該当する昇降機で車いす使用者専用のものを設けた場合は、当該部分に傾斜路を設けないことができる。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

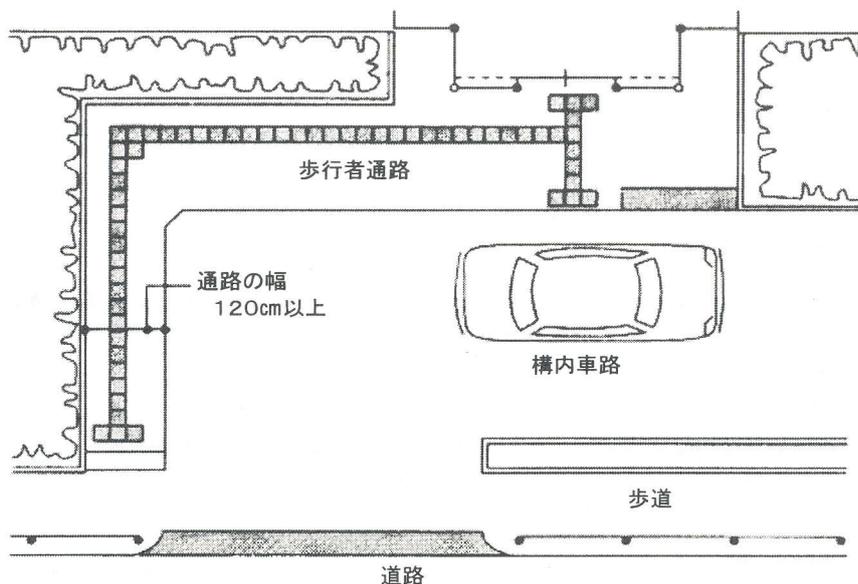
2 1に規定する通路に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第一号の昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。

- (1) 幅は、1.2メートル（段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。
- (2) 勾配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。
- (3) 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がりを設けること。
- (4) 傾斜路（勾配が20分の1を超えるものに限る。（8）において同じ。）には手すりを設けること（傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合（当該建築物が第4条第一号ウ又はオに掲げる建築物である場合を除く。）を除く。）。
- (5) 傾斜路の高さが75センチメートルを超えている場合は、高さ75センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設けること。
- (6) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
- (7) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。
- (8) 傾斜路の上端に近接する通路等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること（共同住宅、寄宿舍及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。

1.3.建築物の主たる出入口への視覚障害者の誘導

視覚障害者を道等から建築物の主たる出入口まで視覚障害者を誘導するため、通路には線状ブロックの敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置を設置する必要がある。

ただし、1.2.8.に敷設を要しないものとして掲げるものについては、線状ブロックの敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置を設置しないことができる。



建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

3 1に規定する通路には、線状ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置の設置を行うこと（共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。

1.4.車路が横断する場合の措置

道等から建築物の主たる出入口に至る通路を車路が横断する場合は、注意を喚起することにより視覚障害者が安全に車路を横断できるよう、当該部分に点状ブロックを敷設する必要がある。

ただし、1.2.8.に敷設を要しないものとして掲げるものについてはこの限りでない。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

4 1に規定する通路を車路が横断する部分には、点状ブロック等を敷設すること（共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。

1.5.排水溝等がある場合の措置

排水溝等は視覚障害者にとって大変危険であり、また、車いす使用者にとってもその通行に支障きたすため、道等から建築物の主たる出入口に至る通路又は傾斜路に排水溝等がある場合は、当該排水溝等にふたを設け、つえ及び車いすの車輪等が落ちない構造とする必要がある。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

5 1に規定する通路又は2に規定する傾斜路を縦断し、又は横断する排水溝等がある場合には、当該排水溝等にふたを設けてつえ及び車いすの車輪等が落ちない構造のものとする。

1.6.出入口の構造

避難階における建築物の主たる出入口に関する基準である。

1.6.1.幅

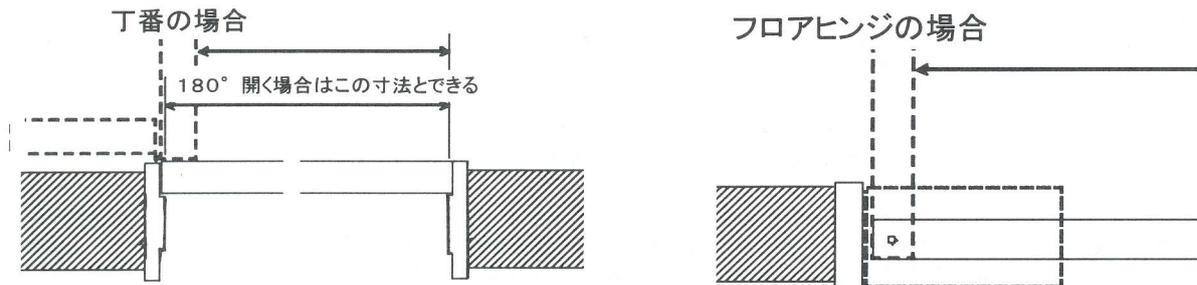
建築物の主たる出入口は、多くの人々の動線が重なる部分であるため、利用者が容易にかつ安全に通行できるよう、その1以上の幅は車いす使用者や松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法である90cm以上とする必要がある。

ただし、床面積が200㎡以下の建築物にあっては比較的用户の数が少ないことから車いす使用者や松葉杖使用者が通過できる寸法である80cm以上とすることができる。

なお、この幅は、引き戸における引き残し、開き戸における建具の厚み等の部分を除いた実際に通行できる部分の幅である。

また、両開き戸については、車いす使用者にとって同時に両方の戸を開けることが困難であることから、この幅は、片方の戸を開いた状態の幅、いわゆる親子ドアについては通常開閉する部分を開いた状態の幅とする。

設計にあたっては、ドアの開閉機構を十分調べたうえで、開口寸法、ドア寸法などを決定すべきである。



1.6.2.戸及びその前後の部分の構造

出入口に戸を設ける場合は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とする必要がある。
円滑に開閉できるようにするため次のことに留意すること。開閉動作の難易度からみると、引き戸が開き戸より容易である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸である。

- 軽い力で開閉できるもの
- ドアノブは、円形の上肢や手に障害のある人が使いにくいいためレバー式とする等にぎりやすい形状のものとし、車いす使用者が操作しやすい高さに設けること。
- 手動式の開き戸には、車いす使用者が開閉するための空間をドアノブがある側の壁の前に確保すること。
- 自動式の開き戸は、突然に開いたドアにぶつかる危険があるので用いないこと。
- ドアクローザーの開鎖速度は、車いす使用者の通行に十分配慮すること。
- 回転ドアは、視覚障害者が利用する出入口に用いないこと。

また、戸の前後が傾斜していると車いす使用者には戸の開閉が困難となるため、車いす使用者が戸を開閉するために必要な部分の床は水平にする必要がある。

1.6.3.段差の解消

出入口に段差があると車いす使用者の通行に支障をきたすため、これを設けてはならない。

1.6.4.衝突防止の措置

戸の前面が透明である場合は、弱視者にもそこに戸があることが容易に認知できるようにし、戸への衝突を防止する必要がある。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

6 避難階における主たる出入口のうち一以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- (1) 出入口の幅（引き戸を設ける出入口にあっては引き残しを、開き戸を設ける出入口にあっては建具の厚み等を勘案した通行上有効な幅をいう。以下同じ。）は、90センチメートル（床面積200平方メートル以下のものにあっては80センチメートル）以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差を設けないこと。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (4) 戸の全面が透明な場合にあっては、衝突を防止するための措置を講ずること。

1.7.視覚障害者の受付等への誘導

視覚障害者を建築物の主たる出入口から受付等まで視覚障害者を誘導するため、通路には線状ブロックを敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置を設置する必要がある。

ただし、1.2.8.に掲げる敷設しないことができる建築物及び次の例についてはこの限りでない。

例

- ① 建築物の主たる出入口付近に常駐する者が対応する場合。
- ② インターホン等により視覚障害者の来訪が認知できる仕組みを設け、事務所等に常駐する者が速やかに対応できる場合。
- ③ 建築物の主たる出入口と受付等が近接しており、受付等に常駐する者が、建築物の内部から視覚障害者の来訪を容易に認識できる場合。
- ④ 保育所、老人ホーム等で、保育士、介護者等が常時付添う制度になっている場合。地区集会所でその利用時において、地区住民の誰かが必ず視覚障害者に付添うことについての同意形成なされている場合もこれに含まれる。

受付等とは、視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所をいい、受付（インフォメーション）、案内板及び触地図が設置されている所等がこれに該当する。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【建築物の出入口及びそれに至る通路】

7 6に規定する構造を有する出入口から人又は標識により視覚障害者に特定施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）に到達できるように、線状ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置の設置を行うこと（共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合はこの限りでない。

2.【廊下等】

利用者が廊下等を円滑に通行できるようにするための基準である。
廊下等には、ロビー、ホール、エレベーターの乗降ロビー等が該当する。

2.1.廊下等の構造

2.1.1.手すり

身体障害者更生援護施設、老人福祉施設、有料老人ホームその他これらに類するもの又は病院、診療所その他これらに類するものは、障害者、高齢者等のため特に配慮すべき建築物であるので、手すりを設ける必要がある。

2.1.2.幅

廊下の幅については1.1.1.と同様である。

2.1.3.表面仕上げ

廊下の表面仕上げについては1.1.2.と同様である。
また、毛足の長いカーペットは、車いすの車輪が沈み込み通行に負担がかかるため避けなければならない。

2.1.4.車いす使用者が転回するための部分

廊下等の幅が1.2mでは、車いす使用者の転回（180度方向転換）が困難であるため、共同住宅及び寄宿舎を除く建築物で、延長が25mを超える廊下には、幅及び奥行きが1.4m以上の部分を設ける必要がある。
設ける位置は、当該廊下等の末端から10m以内の部分、それ以外の部分については50m以内ごとの部分にそれぞれ1箇所設けること。

（規則第3条第一号イ）

イ 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 障害者、高齢者等が通行できる幅等を確保すること。
- (2) 車いすが転回できる構造の部分設けること。
- (3) 次条第一号ウ又はオに掲げる施設には、手すりを設けること。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【廊下等】

廊下等は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は1.2メートル以上とすること。
- (2) 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
- (3) 延長が25メートルを超える廊下等は、幅及び奥行きがそれぞれ1.4メートル以上の部分を、当該廊下等の末端から10メートル以内及び当該廊下等の末端から10メートル以内の部分以外の区間50メートル以内ごとに設けること（共同住宅及び寄宿舎の場合を除く。）。

2.2.傾斜路及び特殊構造昇降機

傾斜路及び特殊構造昇降機については1.2.と同様である。
ただし、次に掲げるものについては点状ブロックを敷設しないことができる。

- 学校
- 共同住宅
- 寄宿舎
- 駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物（駐車場の他、自動車教習所、運転免許センター等がこれに該当するが、自動車販売店、自動車用品販売店等については、視覚障害者が運転手を雇う等して車を所有することが想定されるので、これに該当しない。）
- 上記以外の用途で、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合
例
 - ① 傾斜路付近に常駐する者が対応する場合。
 - ② 受付等に常駐する者が、視覚障害者の目的とする部屋まで誘導する場合。

- ③ 保育所、老人ホーム等で、保育士、介護者等が常時付添う制度になっている場合。地区集会所でその利用時において、地区住民の誰かが必ず視覚障害者に付添うことについての同意形成がなされている場合もこれに含まれる。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【廊下等】

(4) 廊下等に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。

- ア 幅は、1.2メートル（段を併設する場合には、90センチメートル）以上とすること。
- イ 勾配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合は、8分の1）以下とすること。
- ウ 傾斜路の壁のない側には、縁端部に高さ5センチメートル程度の立ち上がりを設けること。
- エ 傾斜路（勾配が20分の1を超えるものに限る。クにおいて同じ。）には手すりを設けること（傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合（当該建築物が第4条第一号ウ又はオに掲げる建築物の場合を除く。）を除く。）。
- オ 傾斜路の高さが75センチメートルを越えている場合は、高さ75センチメートル以内ごとに長さが1.5メートル以上の踊場を設けること。
- カ 表面は、滑りにくく、かつ、車いす使用者が円滑に通行できる材料で仕上げること。
- キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。
- ク 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること（学校、共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。

3.【階 段】

利用者が施設内の移動において主に利用する階段を安全かつ円滑に昇降できるようにするための基準である。

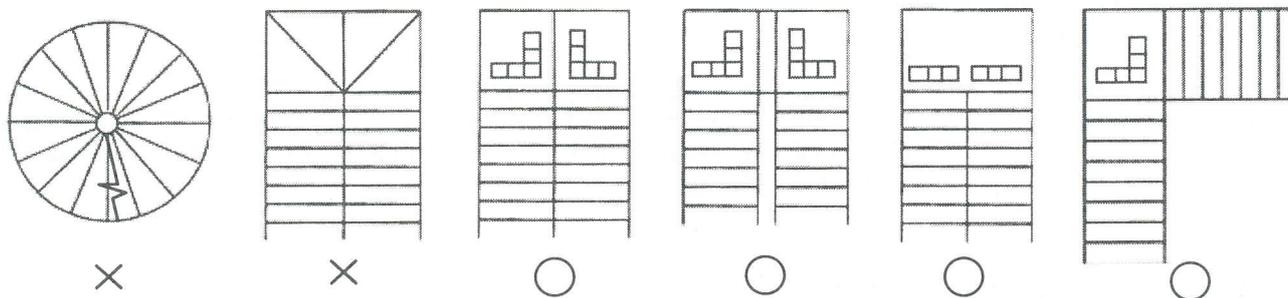
3.1.階段の構造

3.1.1.回り階段の禁止

回り階段は、踏面の寸法が内側と外側で異なるため段を踏み外す危険があること、昇降動作と回転動作を同時に行うので歩行困難者にとって危険を伴うことから、これを設けてはならない。

回り階段とは、平面的にみて回りながら昇降するもので、らせん階段、途中で折返す形状の階段で当該部分を2段以上に分割したもの等が該当する。

次に示す例のうち×は回り階段である。



3.1.2.手すり

階段には、手すりを設けること。手すりは転落防止のみでなく、歩行困難者が体を支えるためのものでもあるので、壁がある面にもこれを設けなければならない。また、その形状は握りやすいものとし、適切な高さに連続して設けなければならない。

3.1.3.表面仕上げ

階段の表面仕上げは、転落を防止するため粗面とするか、滑りにくい材料で仕上げる必要がある。

3.1.4. 識別措置

弱視者が段を容易に認知でき、段の踏み外しによる転落を防止するために、踏面の端部の色をその周囲の部分と明度差の大きい色にするなどの方法により識別しやすくする必要がある。

3.1.5. 段鼻の構造

段の踏み外しによる転落を防止するため、段鼻には滑り止めを設ける必要がある。
また、段鼻が下の段の踏面の上に突き出していると、階段を登る際につま先を引っ掛けるおそれがあるため、これを突き出してはならない。

3.1.6. 点状ブロック

階段の上端及び下端（踊場を含む。）の床面には点状ブロックを設けること。なお、2.2.の敷設を要しないものとして掲げるものについてはこの限りでない。

（規則第3条第一号ウ）

ウ 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 主たる階段は、回り階段としないこと。
- (2) 手すりを設けること。
- (3) 表面は、滑りにくいものとする。
- (4) 段を識別しやすいものとする。

建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【階段】

階段は、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- (2) 踏面の端部の色をその周囲の部分の色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとする。
- (3) 段鼻に滑り止めを設け、かつ段鼻を突き出さない等によりつまづきにくい構造とすること。
- (4) 階段の上端及び下端並びに踊場の部分には、点状ブロックを設けること（学校、共同住宅、寄宿舎及び駐車場その他視覚障害者の単独での利用が想定されない建築物を除く。）。ただし、視覚障害者を誘導することができる者が常駐し視覚障害者を誘導できる場合は、この限りでない。

4. 【エレベーター】

利用者が安全かつ円滑にエレベーターを利用できるようにするための基準である。
エレベーターが複数ある場合は、そのうちの1以上についてこの基準に適合させること。

（規則第3条第一号エ）

エ エレベーターは、次に定める構造等とすること。

- (1) エレベーターを設置する場合は、1以上のエレベーターは、障害者、高齢者等が利用できる設備等を設けること。

4.1. エレベーターを設けなければならない建築物

次に掲げる建築物のうち、避難階以外の階で不特定かつ多数の者が利用する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるものには、エレベーターを設けること。

- 博物館、美術館又は図書館
- 身体障害者更生援護施設、老人福祉施設、有料老人ホームその他これらに類するもの
- 児童福祉施設、助産所、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、知的障害者援護施設、母子福祉施設その他これらに類するもの
- 病院、診療所その他これらに類するもの
- 公会堂、集会場その他これらに類するもの
- 国、県、市町村等がその事業の用に供するもの

(規則第3条第一号エ)

(2) 次条第一号イからカまで又は第二号アに掲げる建築物（不特定かつ多数の者の利用に供する部分（避難階にあるものを除く。）の床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）には、エレベーターを設置すること。

4.2.エレベーターの構造

4.2.1.出入口の幅

エレベーター出入口の幅は、80cm以上とすること。
幅の考え方については1.6.1.と同様である。

4.2.2.かごの寸法

かごの間口及び奥行きの内法寸法は、建築物の用途、規模に応じて、それぞれ次表に掲げる寸法以上とすること。

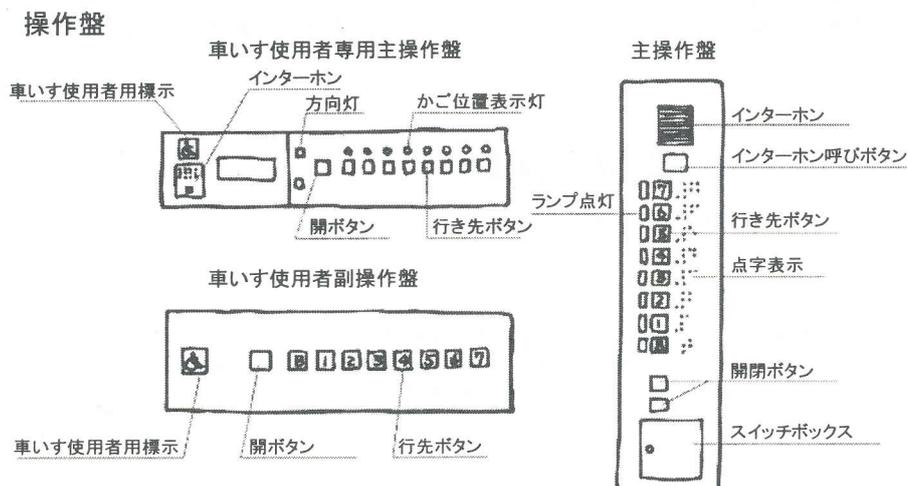
建築物の用途、規模	かごの間口	かごの奥行き
4.1.に記載されているもの	1.40m	1.35m
4.1.に記載されているものを除き、不特定かつ多数の者が利用する部分で (1) 避難階以外の床面積の合計 > 1,000m ² かつ (2) 避難階以外の階で床面積が最大の階の床面積 > 500m ²	1.05m	1.35m
上記以外のもの	—	1.10m

4.2.3.車いす使用者専用の乗場ボタン

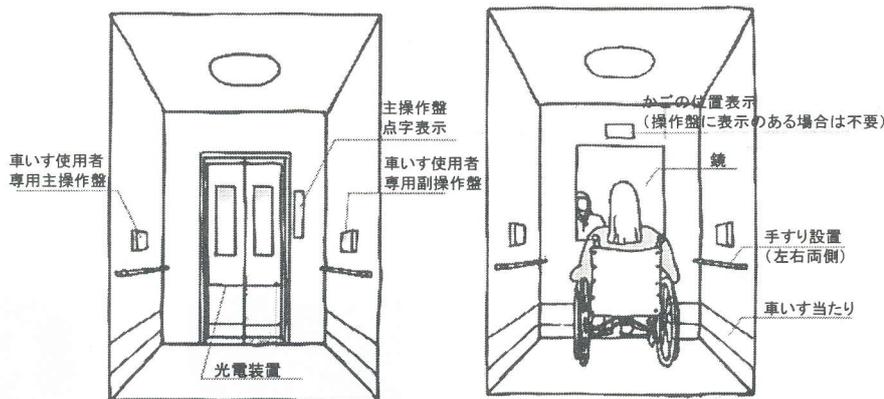
エレベーターの乗降ロビーには、車いす使用者が操作しやすい専用の乗場ボタンを設けること。
当該乗り場ボタンは、それを利用することにより戸の開閉時間が通常より長くなる機能を有していなければならない。

4.2.4.車いす使用者専用の操作盤

かご内の左右両面の側板には、車いす使用者が操作しやすい専用の操作盤を設けること。
当該操作盤には、それを利用することにより戸の開閉時間が通常より長くなる機能を有する行先ボタンを設けなければならない。また、当該操作盤の主なものには、非常時にかごの外部と連絡が取れる呼びボタン付きのインターホンを設けなければならない。



かご内の仕様



4.2.5. かご内の鏡

エレベーターのかごに前向きに進入した車いす使用者が背後にある戸の開閉状態を確認できるよう、鏡を設置する必要がある。出入口の反対側の側板に設置することが基本であるが、展望用エレベーターや出入口が2方向にあるエレベーターでこれによるのが困難な場合は、車いす使用者がどの場所からでも戸の開閉状態を確認できる位置に凸面鏡を設置してもよい。

4.2.6. 戸の開閉制御装置

乗降中の利用者が戸に挟まれないよう、エレベーターの出入口には、利用者を感知して戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設ける必要がある。

4.2.7. かごの位置及び停止予定階の表示装置

かご内には、利用者がかごの現在位置と停止予定階を認知できる表示装置を設けること。

4.2.8. かご内の手すり

かご内の左右両側の側板には、高齢者等に配慮した手すりを設けること。高さは床上75cm程度とし、かごの間口が小さいエレベーターでは特に車いす使用者の障害とならないようにしなければならない。

4.2.9. 点字表示

視覚障害者が円滑に操作することができるよう、昇降ロビーの一般用乗場ボタン及びかご内の一般用操作盤の各ボタンの横にその内容を点字で表示する必要がある。

誤押するおそれがあるので、ボタン自体に点字の表示をしてはならない。

また、昇降ロビーの一般用乗場ボタンの付近にそこが何階であるかを点字で表示すること。

4.2.10. 音声案内装置

乗降ロビーには、到着するかごの向かう方向が上か下かを音声により知らせる装置を設けること。ただし、この装置がかご内に設けられており、戸が開いたときに昇降ロビーにいる利用者がこれを認知できる場合はこの限りでない。

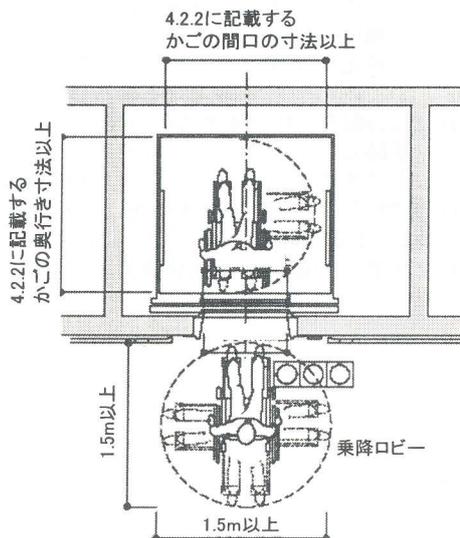
また、かご内には、到着した階の階数及び扉の閉鎖が始まることを音声により知らせる装置を設けること。

共同住宅又は寄宿舎には、この装置を設けないことができる。

4.2.11. 乗降ロビーの寸法

乗降ロビーには、車いす使用者が乗降時に転回するための空間が必要であるため、乗降ロビーの幅及び奥行きはそれぞれ1.5m以上とする必要がある。

かご及び乗降ロビーの寸法



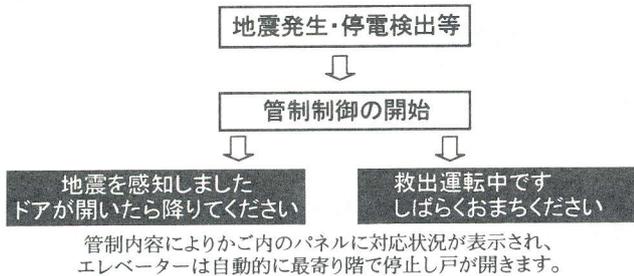
4.2.12.聴覚障害者が認識できる装置

4.1.に記載されているものに設置するエレベーターの一般用の操作盤には、停電等の非常時における外部の対応状況を聴覚障害者に知らせる装置を設けること。

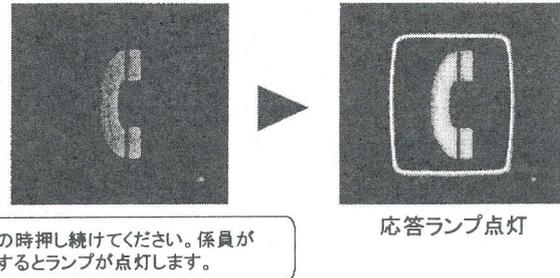
管制機能を設けたエレベーターにあっては、管制内容に応じた情報を電光等により表示できるように、管制機能を設けていないエレベーターにあっては、かご内操作盤のインターホン呼出ボタンを押した時、外部からの応答を知らせるランプがつくインターホン呼出ボタン応答灯を設けその旨を表示すること。

管制機能：地震時や停電時等の非常時に、センサ等によりエレベーターの運転状況を確認し、かごを最寄り階まで運転する等自動的にエレベーターの運転を制御する機能

管制機能を備えたエレベーターの場合



インターホン呼出ボタン応答灯の例



建築物の整備基準に係る技術的細目（別表第一）【エレベーター】

エレベーターは、次に定める構造とすること。

- (1) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) かごの間口（内法寸法による。以下同じ。）及び奥行き（内法寸法による。以下同じ。）は、次に定めるところによること。
 - ア 第3条第1項第一号エ(2)に規定する建築物にあっては、かごの間口は1.4メートル以上、奥行きは1.35メートル以上とすること。
 - イ 第3条第1項第一号エ(2)に規定する建築物を除き、かごの間口は1.05メートル以上、奥行きは1.35メートル以上とすること。
 - ウ 不特定かつ多数の者の利用に供する部分（避難階にあるものを除く。）の床面積の合計が1,000平方メートル以下又は床面積が最大の階（避難階を除く。）における当該床面積が500平方メートル以下の建築物にあっては、イの規定によらないことができる。ただし、奥行きは1.1メートル以上とすること。
- (3) 乗降ロビーには、車いす使用者が操作しやすい専用の乗場ボタン（かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の開放時間を延長することができる機能を有するものをいう。）が設置されていること。
- (4) かご内の左右両面の側板に、次に掲げる装置を有する車いす使用者が操作しやすい専用の操作盤（従たるもの）にあっては、イに掲げる装置を除く。）を設けること。
 - ア かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止したときに戸の解放時間を延長することができる機能を有する行先ボタン
 - イ 呼びボタン付きのインターホン
- (5) かご内には、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置すること。
- (6) かごの出入口には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
- (7) かご内の専用の主たる操作盤又は背面板には、専用のかごの位置を表示する装置及びかごが停止する予定の階を表示する装置を設けること。
- (8) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。
- (9) 次に掲げる表示を点字により行うこと。
 - ア 一般用の乗場ボタン及び乗場階の表示
 - イ かご内の一般用の主たる操作盤の各ボタンの表示
- (10) 次に掲げる視覚障害者用の案内装置を設けること（共同住宅及び寄宿舍の場合を除く。）。
 - ア 乗降ロビーの利用者に音声により昇降の方向を通報する装置
 - イ かご内の利用者に音声により到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を通報する装置
- (11) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。
- (12) 第3条第1項第一号エ(2)に規定する建築物にあっては、かご内の一般用の操作盤には、停電等の非常の場合に外部の対応状況を聴覚障害者が認識することができる表示装置を設けること。